

令和3年度消費生活相談統計

問消費生活センター TEL 06-6992-1337	問相談専用電話 TEL 06-6998-3600 時 9:00~16:30	問消費者ホットライン(土・日、祝日も受付) TEL 局番なしの188 時 10:00~12:00/13:00~16:00
-------------------------------	---	--

令和3年度の消費生活センターにおける相談件数は、1,058件、前年度と比べて約6%の減少となりました。

苦情に関するものが約9割を占め、最も多い相談は、「契約・解約」に係るもの、次いで、強引な勧誘や業者の説明不足、誤認を招くインターネット上の広告表示など、「販売方法」に関する相談となっています。(表1)

商品・サービス別相談件数(表2)では、「携帯電話サービスや光回線、公共放送受信料などの運輸・通信サービス」に関する相談が最も多く、次いで、「出会い系サイトや情報商材など」の詐欺的な手口に関する相談が多くなっています。

年齢別・販売形態別「相談件数(表3)」では、通信販売や訪問販売などの「特殊販売(無店舗販売)」が561件で約半分を占めています。これらのうち「通信販売」はすべての年齢層で多く見られ、約7割を占めています。「訪問販売」では、60歳以上が約6割を占めています。

主な相談内容(販売形態別分類)

「通信販売の相談」では、スマートフォンの普及によりインターネットを介した申し込みが多く寄せられました。インターネット通販では、「1回だけのお試しのつもりが定期購入になっていた」という健康食品や化粧品などのトラブルなど、契約・解約に関する相談が多くありました。また、SNSを介したトラブルの相談も多く、「SNSで知り合った人から高額収入が得られるといわれ、複数の副業サイトに登録し、収入を受け取るためのポイント代など数万円支払ったが、実際には出会い系サイトで収入は得られなかった」などSNSで知り合った人関連のトラブル相談が多くありました。

表2 商品・役務別相談件数

項目	件数	主な商品等
教養娯楽品	102	スマートフォン 新聞 ゲーム機 腕時計
商品一般	82	不審な配達物 クレジットカード不正利用 迷惑メール
保健衛生品	81	シャンプー ファンデーション マスク 美白美容液
食料品	70	健康食品 海産物セット 酵素食品
被服品	62	着物 ワンピース アクセサリー ダウンジャケット
住居品	32	浄水器 掃除用品 掃除機 テーブル マットレス
土地・建物・設備	29	建築条件付土地 投資用マンション 太陽光発電システム
光熱水品	10	電気 ガス
車両・乗り物	19	中古自動車 自転車 ドライブレコーダー
他の商品	2	ねずみ 機械部品
商品合計	489	
運輸・通信サービス	104	携帯電話サービス 光回線 公共放送受信料 宅配便
教養・娯楽サービス	102	出会い系サイト アダルト情報サイト オンラインゲーム
レンタル・リース・賃借	72	賃貸マンション 借家 ウォーターサーバー
他の役務	66	保険申請サポートサービス 冠婚葬祭互助会
保健・福祉サービス	59	鍼灸整骨院 脱毛エステ 新型コロナワクチン接種
金融・保険サービス	45	投資商品 消費者金融 クレジットカード ヤミ金
工事・建築・加工	24	屋根工事 トイレ取替工事
修理・補修	22	トイレ・シャワー・蛇口など水道修理 鍵交換 畳
内職・副業・ねずみ講	10	転売ビジネス 情報商材 自動販売機
管理・保管	8	マンション管理 コインパーキング
役務一般	8	複合会員サービス 有料サイト利用料
他の行政サービス	8	市のキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン 警察
教育サービス	3	家庭教師 学習塾
クリーニング	3	着物 セーター
サービス合計	534	
相談その他	35	相隣関係 相続 労働問題
総合計	1,058	

表3 年齢別・販売形態別相談件数

区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他	合計
店舗販売	7	31	27	30	33	28	64	15	235
特殊販売(無店舗販売)	23	49	52	72	107	63	162	33	561
通信販売	21	34	39	62	82	46	65	17	366
訪問販売	0	8	9	6	18	11	58	7	117
電話勧誘販売	0	2	2	1	6	4	26	3	44
訪問購入	0	0	0	0	0	0	10	1	11
ネガティブオプション(送りつけ商法)	0	1	1	0	0	0	1	4	7
マルチ・マルチまがい販売	2	4	0	1	0	1	1	1	10
その他無店舗販売	0	0	1	2	1	1	1	0	6
不明・無関係	1	17	12	15	31	25	99	62	262
年齢別件数 合計	31	97	91	117	171	116	325	110	1,058
割合(%)	2.9	9.2	8.6	11.1	16.2	11.0	30.7	10.4	100.0

マイナポイント第2弾 申し込みは6月30日(木)スタート!

ポイントの対象となるのは…

- ①マイナポイント第1弾でまだポイントを受け取っていない人(5,000ポイント)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込を行った人(7,500ポイント)
- ③公金受取口座の登録を行った人(7,500ポイント)



最新情報はこちら↑

マイナポイントの受け取り方

STEP I

①・②・③のポイントを受け取るためには、9月末までにマイナンバーカードを取得。

①キャッシュレス決済サービス登録(5,000ポイント)

STEP II

キャッシュレス決済サービスで2万円のチャージまたはお買い物をする。

※既にカードを取得されている人で、まだ5,000ポイントを受け取っていない人は、第2弾の対象です。

②健康保険証利用申し込み(7,500ポイント)

STEP II

健康保険証としての利用登録をする

STEP III

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する。

③公金受取口座登録(7,500ポイント)

STEP II

公金受取口座の登録をする。

STEP III

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する。

※健康保険証・公金受取口座登録によるキャッシュレス決済事業者は同一となります。



各手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード・数字4桁のパスワード(公的個人認証サービス利用者証明用パスワード)
- ・①決済サービスID・決済サービスのセキュリティコード②健康保険証③銀行口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)

ポイント対象の
マイナンバーカード申請期限
9月末まで

ポイント申込期限
令和5年2月末まで

マイナポイント申込の際の注意点

スマートフォンやパソコンがない場合も、市内の下記の場所でマイナポイントの手続きスポットが設置されています。

▽守口市役所(2F総合窓口課)▽市内郵便局▽ローソンマセブン銀行(ATM)▽auショップマソフトバンク▽ワイモバイル▽ドコモショップマイオンスタイル

7月の出張申請窓口スケジュール

- 5日(火) 庭窪コミュニティセンター
 - 14日(木) 東部エリアコミュニティセンター
 - 20日(水) 南部エリアコミュニティセンター
 - 26日(火) 西部コミュニティセンター
 - 28日(木) 八雲東コミュニティセンター
 - 31日(日) 北部コミュニティセンター
- 時 各9:30~12:30

この機会に
マイナンバー
カードを
申請してね!

